定　款

株式会社　アドウェイズ

定　款

第1章　総　　則

(商 号)

第1条　当会社は、株式会社アドウェイズと称し、英文では、Adways Inc.と表記する。

(目 的)

第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した広告代理店業
2. インターネットを媒介とした市場のマーケティング業務
3. インターネット上のWebサイト構築事業
4. ソフトウェア開発事業
5. インターネット上のネットワーク構築事業
6. インターネット広告に関するコンサルティング事業
7. インターネットを利用した各種情報提供サービス
8. インターネット放送の企画及び運営
9. インターネットを利用したデジタルコンテンツの企画・販売
10. サーバー・ネットワーク保守管理事業
11. 販売促進活動に関するコンサルティング業務
12. コンピューターのハードウエア、ソフトウェア及びその周辺機器の企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、運用ならびにその代理業
13. 衣料品、装身具、家庭用電気製品等の売買及びその仲介
14. 古物の販売
15. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
16. 旅行業法に基づく旅行業及びその代理業
17. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及び運用
18. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
19. 電気通信事業に関わるシステムの開発、販売、賃貸及び保守の受託
20. 通信販売業
21. 出版物の企画、製作、販売及び仲介
22. 通信システムによる情報、画像、楽曲の配信及び販売
23. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
24. 投資業、投資運用業及び投資助言・代理業
25. 金融商品取引法に基づく金融商品取引業ならびに金融商品仲介業
26. 各種金融商品の企画、開発、販売
27. 生命保険の募集業務
28. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
29. イベントの企画及び運営
30. インターネット上のWeb サイトの売買の仲介業務
31. M&A(企業の提携・合併・買収)の仲介及びコンサルティング業務

32. 金銭の貸付及びその貸借の媒介
33. ブロックチェーン技術等を利用した業務
34. 仮想通貨関連業務
35. 資金決済に関する法律に基づく仮想通貨交換業
36. 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）
第3条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）
第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）
第5条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第6条　当会社の発行可能株式総数は、153,150,000 株とする。

（単元株式数）
第7条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（自己株式の取得）
第8条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（基準日）
第9条　当会社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これ

を株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株　主　総　会

（招集及び招集地）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2.　株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都各区内において招集する。

（招集権者及び議長）

第13条　株主総会は、取締役社長又は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長及び取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。

（決議の方法）

第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2.　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2.　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第17条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章　取 締 役 及 び 取 締 役 会

（員数）

第18条　当会社の取締役は7名以内とする。

（選任方法）

第19条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（解任方法）

第20条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（任 期）

第21条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2.　前項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第27条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2.　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章　監 査 役 及 び 監 査 役 会

(員 数)

第30条　当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2.　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条　監査役会は、監査役の中から決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)
第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)
第36条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)
第37条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)
第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)
第39条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章　会 計 監 査 人

(選任方法)
第40条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)
第41条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)
第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)
第43条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第7章　計　　算

(事業年度)

第44条　当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第45条　剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第46条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第47条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2.　未払いの利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附　則

(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)

第1条　第44条(事業年度)の規定にかかわらず、第22期事業年度は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9ヶ月間とする。

(事業年度変更に伴う変更後最初の中間配当に関する経過措置)

第2条　第46条(中間配当)の規定にかかわらず、第22期事業年度の中間配当の基準日は2021年9月30日とする

(附則の有効期限)

第3条　本附則は、第22期事業年度の経過をもってこれを削除する。